



令和5年6月28日

埼玉地方労働審議会

会長 荒居 善雄 殿

埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会

部会長 野本 夏生

埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和5年4月12日付け埼労発基0412第6号をもって付託を受けた標記の最低工賃の改正決定について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正すべきであるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の調査審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長 野本 夏生

金井 郁

鈴木 奈穂美

川口幸町法律事務所 弁護士

埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授

専修大学経済学部教授

家内労働者代表委員

柿沼 聡

新條 謙一

谷口 忠

日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長

東京靴工組合中央委員

東京靴工組合特別中央執行委員

委託者代表委員

廣澤 健一

松橋 稔侑

松村 康信

一般社団法人埼玉県経営者協会専務理事

コンパニオン製靴株式会社代表取締役

株式会社エイゾー代表取締役

埼玉県革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者  
埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日  
法定のとおり

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	811円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	685円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281円
		サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底付け（セメントテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	689円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764円
		ショートブーツ		裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883円
		サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け
裁断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	140円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160円
		サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断